

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：平成27年 8月25日（火）

担当課：市長室 危機管理課

<p>件 名：大和市防災協力農地登録制度要綱の制定について</p>	
<p>提出理由：大規模な災害が発生した際に、市民が一時的に避難できる場所等として、防災協力農地に関する登録制度を設けるため</p>	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難先については、避難対策を円滑に実施するため、災害の種類やその発生形態により、一時避難場所、広域避難場所などを定めている。 ・宅地開発等に伴う住宅密集地域も多く、人口密度が高い本市においては、一時的に避難する場所等をより多く確保することが、市民の生命を守るためにも有効なものと考えられる。 ・市内の農地は、災害時に緊急避難場所等として活用することも可能であることから、防災協力農地として登録制度を定める。 ・なお、防災協力農地を自主防災会が一時避難場所として指定することで、現在の避難行動を充実させる役割を担うことも可能となる。 <p>2. 要綱に定める事項</p> <p>(1) 登録対象農地</p> <p>次のいずれかを満たす農地を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生産緑地法第3条の規定による生産緑地地区内の概ね500㎡以上の一団の農地 ② 前記以外の概ね500㎡以上の一団の農地 ③ ①又は②により登録された防災協力農地に隣接する農地 <p>(2) 登録期間</p> <p>登録期間は、登録日から2年を経過した後最初の3月31日までとする。その後は、期間満了時までに取り届出書が提出された場合を除き、3年間の自動更新とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (3) 災害時の用途 避難空間、災害復旧用資材置場等とする。 (4) 災害時の使用 <ul style="list-style-type: none"> ・避難空間としての使用は、災害発生時から7日間以内は登録者の同意なしで市民が使用できることとする。 ・避難空間として8日間以上又は災害復旧用資材置場での使用の場合は、市から要請し、登録者の同意を得たうえで使用する。 ・使用期間は、原則、2年以内とする。ただし、登録者の同意を得て延長することができる。 (5) 補償及び土地使用料等 平常時は無償とし、災害時に使用した場合には、農作物の補償及び土地使用料等を支給する。 (6) 登録方法 防災協力農地登録申出書の提出を受け、事前に登録を行う。 (7) 登録証及び標識の設置 防災協力農地については、登録証を交付するとともに、現地に標識を設置する。 <p>3. 防災協力農地の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産嘱託員会議等を通じて農家への情報提供を行い、協力農地を募集する。 <p>4. 市民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報やまと等により市民へ周知する。 ・自主防災会を通じての情報提供をする。
<p>経 過</p> <p>H 8. 4 地域防災計画に基づき一時避難場所等を指定 県内初の防災協力農地制度の要綱制定（横浜市）</p> <p>H25. 3 一般質問において同制度の質問あり</p>	<p>今後の予定</p> <p>H27. 9 防災協力農地登録制度要綱の制定</p> <p>H27.10 事業開始</p>